

障害児通所支援について

心身に障害または発達の遅れがある児童に対し、通所または訪問により療育や訓練等の支援を行う児童福祉法によるサービスです。サービスの利用に要した費用の一部を「障害児通所給付費」として給付する制度です。

坂井市に住所があり、身体や知的、精神に障害（発達障害も含む）のある児童、または難病等の疾患があり、療育が必要と認められた児童が対象です。

障害児通所支援のサービスの内容

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活の基本的な動作の習得や集団生活へ適応するための支援を行います
放課後等デイサービス	就学している障害児の放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための支援を行います
保育所等訪問支援	専門のスタッフが保育所や学校等を訪問して、集団生活への適応のための支援を行います
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童に対し、治療及び日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応するための支援を行います
居宅訪問型児童発達支援	外出することが困難な重度の障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与等の支援を行います
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する児童全員が対象で、利用に係る内容等を定めた「障害児支援利用計画」を作成し、一定期間ごとに見直し（モニタリング）を行います

障害児通所支援を利用するまでの流れ

1. 申請 坂井市の窓口で申請をします

市内の窓口	電話番号	住所
子育て支援課	0776-50-3042	坂井市坂井町下新庄 1-1
三国支所福祉グループ	0776-82-8903	坂井市三国町中央一丁目 5-1
丸岡支所福祉グループ	0776-68-0805	坂井市丸岡町西里丸岡 12-21-1
春江支所福祉グループ	0776-51-9404	坂井市春江町随応寺 17-10

2. 障害児相談支援事業所と契約

利用する「障害児相談支援事業所」を選択し、障害児相談支援の利用に関する契約をします

坂井市内指定相談支援事業所	電話番号	住所
相談支援事業所 サポートセンターかすみ	0776-66-0930	坂井市坂井町下新庄 18-11-1
相談支援事業所すまいる	0776-72-2282	坂井市坂井町東 24-22
しいのみ相談支援事業所(こぶし園)	0776-68-0524	坂井市丸岡町西里丸岡 15-6
坂井市社会福祉協議会 相談支援事業所	0776-68-5070	坂井市坂井町下新庄 18-3-1

※坂井市以外の指定相談支援事業所も利用できます。詳しくはお問合せください

3. 調査

市職員が、心身の状況等についてお話をお伺いします

4. 支給決定

調査結果等をもとに支給の要否、利用者負担上限月額を決定します

5. 事業所と契約

利用者がサービスを利用する事業所と契約をし、利用を開始します

利用の申請について

◆ 申請に必要なもの ◆

1. 手帳(身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳)

※手帳を所持していない場合は、医師の診断書や特定疾患医療受給者証、特別児童扶養手当受給者証など、客観的に支援の必要性が認められるもの

2. 印鑑(認めで結構です)

3. 税関係証明書(生計を同一にする世帯員全員及び世帯外扶養義務者の所得税を証明する書類)

※市に税情報がある場合は、同意書により省略できます

利用者負担金

利用したサービスの1割が自己負担となります。

また世帯の所得に応じて、ひと月に負担する上限額(利用者負担上限額)が決められています。

ひと月に利用したサービス量に関わらずそれ以上の費用負担は生じません。ただし、食費や教材費等実費分は対象外です。

利用者負担上限月額 同一世帯全員の所得で判断します。

世帯の所得の状況	負担上限月額
生活保護世帯	0 円
市民税非課税世帯	0 円
市民税課税世帯(所得割 28 万円未満)	4,600 円
市民税課税世帯(所得割 28 万円以上)	37,200 円

◆ 保育所等に通い、または障害児通所支援を利用する就学前の児童が同一世帯に2人以上いる場合は、第2子以降の利用者負担を軽減する制度があります。詳しくはお問合せください。

障害児支援利用計画について

障害児通所支援(児童発達支援、放課後等ディサービスなど)を利用する場合は、「**障害児支援利用計画**」の**作成**が必要です。

支援利用計画とは？

計画には本人の解決すべき課題や目標、その支援方針、利用するサービスなどが記載されます。

福祉サービスだけでなく、必要に応じて教育・保健・医療などの関連分野にまたがる個々のニーズを反映させた利用計画になります。

計画を活用する主な利点は

- ① 適切なサービスの組み合わせの提案を受けることができます
- ② 関係者が情報を共有し共通の目標をもって一体的な支援を受けることができます。
- ③ 計画作成後も定期的に見直し(モニタリング)することで、ニーズに適しているか検証し、状況に応じて変更することができます。

支援利用計画を作る人は？

市が指定する「指定相談支援事業者」が作成します。

相談支援の専門研修を受けたスタッフ(相談支援専門員)と話し合いながら作成します。

計画作成にかかる費用は？

保護者が負担する費用はありません。

計画を作成した事業所に対しては、市から一定額の報酬が支払われます。

※児童発達支援や放課後等ディサービス等の通所サービスを利用するにあたっては、原則として、指定障害児相談支援事業者が作成する「障害児支援利用計画案」の提出が必要です。

しかし、計画案の作成を依頼する相談支援事業者が見つからない場合や、本人または保護者の方が特に希望される場合等には、それに替えて本人、保護者が作成する「セルフプラン」を提出することも可能です。

詳しくは、お問合せください。